

「第47回 東大和市福祉祭」協賛企業募集要項

東大和市社会福祉協議会は東大和市福祉祭の趣旨に賛同し、ご協賛いただける企業を募集しています。福祉祭は市民の福祉に対する理解の向上と啓発及び協同の輪を広げ、地域福祉の推進を図るとともに物品の販売等による福祉団体及び本会の財源の充実を図ることを目的とし、本年度も例年どおり11月の第2日曜日（11月10日（日））に開催します。

1 協賛企業

福祉祭に対し協賛の申込みを行い、金銭等の提供を行う企業・商店・団体です。

2 協賛の種類

(1) 金銭等による協賛

福祉祭を充実させることを目的に、協賛金として金銭を提供していただきます。（一口5,000円から）

(2) 物品提供による協賛

抽選会の景品や、備品、消耗品などの物品を提供していただきます。物品の内容についてはご相談させていただきます。内容によってはお断りをさせていただく場合がありますのでご了承ください。

3 協賛企業が得られる特典

- (1) 11月1日（金）から11月30日（土）まで本会ホームページにて企業名等を掲載します。
- (2) 本会が発行する社協だより1月15日号に企業名等を掲載します。（協賛金額等により文字の大きさは異なります。）
- (3) 福祉祭当日となる11月10日（日）、協賛いただいた企業名等を会場にて掲示します。
- (4) 福祉祭のチラシ・パンフレット（公共機関、関係機関等配布）に企業名等を掲載します。また、当日配布するパンフレットへ協賛金の金額に応じて広告を掲載させていただきます。サイズについては以下のとおりです。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・ 1口（5,000円） | 縦5センチメートル、横5センチメートル |
| ・ 2口（10,000円） | 縦3センチメートル、横10センチメートル |
| ・ 3口（15,000円） | 縦5センチメートル、横10センチメートル |
| ・ 4口以上（20,000円以上） | 縦5センチメートル、横20センチメートル |

※チラシ、パンフレットへの掲載は印刷の関係上8月31日（土）までにお申込みをいただいた場合とさせていただきます。（ロゴの画像等のデータも8月31日（土）までをお願いします。）

- (5) 協賛金の金額に応じて返礼品をお渡しいたします。（返礼品は市内共同作業所の製品を予定）

4 申込み方法

上記の条件をご確認いただき、別紙「第47回東大和市福祉祭協賛申込書」に必要事項を記載の上、メール、FAX、郵送又は持参にて本会事務局あてに提出してください。申込フォームからの申込も可能です。

5 協賛申込期限

10月31日（木）

6 協賛金納付方法

金銭による協賛をいただく場合、請求書を送付いたします。請求書の到着後、事務局の指定する口座又は直接事務局へ納付ください。（恐れ入りますが、お振込み手数料はご負担くださるようお願いいたします。）集金も対応させていただきます。

7 協賛申込書の不受理等

本会は申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込書を受理しないことがあります。その際には、申込者に対しその旨通知させていただきます。

- (1) 福祉祭の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (4) その他本会が適当でないと判断したもの

8 返礼品

協賛金等の金額に応じて返礼品をお渡しします。受け取りについては、本会窓口もしくは配送となります。

5,000円～9,999円：1,500円相当の返礼品

10,000円以上：3,000円相当の返礼品

9 その他

- (1) 福祉祭が荒天等やむを得ない事情により中止となった場合でも、納付済みの協賛金等
はご返金できかねます。あらかじめご了承ください。
- (2) 協賛に関して疑義が生じた場合は、協議の上、誠意をもって解決にあたります。